

水道料金等に係る遅延損害金と延滞金について

水道料金及び下水道使用料を期限までにお支払いがない場合、期限内にお支払いをいただいている大多数の方との公平を図るため、枚方市債権管理及び回収に関する条例第8条及び第9条（平成31年4月1日施行）に基づき、水道料金については遅延損害金、下水道使用料については延滞金がかかる場合があります。

【水道料金の遅延損害金の利率】

水道料金の遅延損害金については、当初のお支払い期限の翌日から年3%の利率が適用されます。

※遅延損害金の利率は、民法第404条に規定する法定割合です。法定割合は、3年ごとに見直しが行われます。これまでの遅延損害金の利率は以下のとおりです。

期 間	利 率
平成31年4月1日～令和2年3月31日	5%
令和2年4月1日～	3%

【下水道使用料の延滞金の利率】

下水道使用料の延滞金については、当初のお支払い期限の翌日から1か月を経過する日までは年2.4%の利率が適用され、1か月を経過する日の翌日からは年8.7%が適用されます。

※延滞金の利率は、当分の間、特例の割合が適用されます。特例の割合は、毎年1月1日に見直しが行われます。これまでの延滞金の利率は以下のとおりです。

期 間	利 率	
	1か月を経過する日まで	1か月を経過する日の翌日から
令和2年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年1月1日～令和4年12月31日	2.4%	8.7%
令和5年1月1日～令和5年12月31日	2.4%	8.7%
令和6年1月1日～令和6年12月31日	2.4%	8.7%

【特記事項】

水道料金及び下水道使用料がそれぞれ二千円未満の場合、または、遅延損害金及び延滞金の算出額が千円未満のときはかかりません。

また、それぞれの遅延損害金及び延滞金の算出額が千円以上のときは、百円未満の端数を切り捨てます。